# ■公募型樹木等採取試行募集要領

~河川法第25条を適用した公募型伐採の試行~

## 1. 目的

国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所(以下「琵琶湖河川事務所」という。)では、河川維持管理や環境上の問題となっている河川内の樹木対策として順次樹木の伐採作業を行っている。

しかしながら樹木伐採には相当の費用を要することから、コスト縮減及び木材資源の有効活用を図ること、並びに選定に関する公平性・透明性・客観性を重んじるための試みとして、樹木を伐採して採取する事を希望する事業者(企業・団体)等を募り、河川法第25条の規定に基づく公募による河道内樹木の採取の試行を行うものである。

## 2. 応募概要

(1) 応募から採取までの流れ

野洲川の樹木を伐採して採取する事を希望する者は、この「公募型樹木等採取試行募集要領」に記載された内容に従い応募書類を作成し、後述の応募方法に従い応募書類を提出してください。

選定結果は応募者へ通知するとともに、琵琶湖河川事務所のホームページ(URLは下記)にも掲載を行う。

また、選定された採取申請者は、河川内の樹木を伐採し採取するため、河川法 第25条に基づく許可申請手続きを実施すること。なお、申請手続きの方法につ いては、選定後に打合せにて説明を行うものとする。

選定された採取申請者は、河川法第25条の許可を受けから、伐採作業に着手することができる。

琵琶湖河川事務所ホームページ:http://www.kkr.mlit.go.jp/biwako/index.php

## (2) 募集期間

令和元年9月9日 (月) より随時募集 (毎月末締切) ※応募書類は郵送又はFAXにより毎月末必着

## (3) 樹木伐採の場所

### 【野洲川】

(川田大橋〜近江富士大橋:河口からの距離 5.6k〜7.6k 約 250,000m2) ただし、落差工の周辺、河川公園区間、橋梁付近は除く。 ※注 なお、詳細な場所、範囲については別添資料参照。

※注)当該区間において瀬田川野洲川河道内樹木伐採他工事を発注済のため、 工事の進捗状況によっては希望箇所での伐採が出来ない場合があります。

# (4) 樹木の採取期間

令和元年11月5日(火) ~ 令和2年5月31日(日)まで(予定) ※土日祝日を除く平日の8時30分から17時00分 (ただし、期間中に休日合同伐採日(後日通知)を3回程度予定)

# (5) 樹木の種類

主にヤナギ等

#### (6) 樹木採取料(占用料)

採取料(占用料)について、河川法第25条の許可を受けた者が河川法第32条の規定により、滋賀県が徴収(河川の流水占用料等の徴収等に関する条例)することがある。

なお、今回の採取料については、徴収されない。

## (7) 応募参加資格

応募参加資格については、別紙-1のいずれにも該当しないものであること。

## (8) 応募方法

応募については、別紙の応募様式(様式1)に以下の内容を記入のうえ、(2) 募集期間内に担当者宛て郵送又はFAXにて提出すること。

- ①応募様式(様式1)に記載する内容
  - 1. 応募者の氏名(法人の場合は代表者名)、住所、連絡先
  - 2. 伐採を希望する場所及び数量
  - 3. 作業予定人数
  - 4. 伐採木の使用目的
  - 5. 伐採を希望する河川産出物の種類:樹木(ヤナギ・それ以外())
  - 6. 現地の確認状況 ※

(※許可後の辞退等を避けるため、応募前の現地確認をお願いします)

7. 採取の方法

(伐採方法・小割方法・運搬方法・伐採順序・枝葉処理・安全対策)

- 8. 採取の期間
- 9. 応募者の連絡先
- 10. 応募参加資格の合致状況

## ②送付先

- ・郵送 〒520-2279 滋賀県大津市黒津4丁目5-1
- 電話077-546-0879
- FAX 077-546-6840
- · 担当者 琵琶湖河川事務所 管理課 公募伐採担当 宛

#### ③質問書の提出

質問書の提出期限は、毎月24日(休日の場合は直後の平日)とする。

上記期間内に琵琶湖河川事務所 管理課 宛に、必要事項を質問書(様式2)に記入のうえFAXで送付すること。回答は募集期間内に琵琶湖河川事務所ホームページで回答する。なお、質問書送付時には、事前に電話連絡を行ったうえでF

AXすること。

質問者の競争上の地位その他正当な利益の保護の観点から、不開示とすることが妥当と判断したものについては、質問及び回答を公表せず、個別に回答する場合がある。

#### (9) 採取者審査結果の通知

締切月の翌月8日(休日の場合は直後の平日)9時以降の発送による。

審査結果に対して疑問がある応募者は、結果通知日から1週間以内に文書で質問することができる。質問書は本要領2. 応募概要(8) 応募方法②送付先に提出すること。

## (10)選定(審査)方法の概要

①審查方法

河川管理者は、応募書類により参加資格の確認を行う。

# ②選定方法

- 1)選定は、応募書類に基づいて、採取の効果等を総合的に評価し、公募型樹木等採取試行選定委員会により選定する。採取を実施する工程においては、一連の工程のうち、搬出段階からの実施よりも伐開段階から実施する場合のように、採取を実施する工程の早い段階から実施するものほど採取の効果が高いものと判断する。
- 2) 選定にあたっての必要な情報の収集、履行の確実性の確認等のために、必要に応じて応募者にヒアリングを実施する場合がある。
- 3) 期間については予定であり、詳細な日程および採取作業の方法、工程等を確認のうえ決定する。
- 4) 採取者審査方法は、次に掲げる項目によるものとする。
  - ・採取に関する計画(作業予定期間、作業実施者、伐開、搬出方法、必要な樹木 量)
  - ・実施する工程
  - ・安全対策等の実施の有無
  - ・応募参加資格の合致状況

上記の審査の結果により申請者を選定するものとする。ただし、複数の応募者間で明確な差がないと判断した場合には、該当する応募者の中から複数の応募者を選定することもある。

③スケジュール (標準)

質問書の締切り 締切月の24日 申込書の締切り 締切月の月末

審査・決定 締切月翌月の1日~7日

審査通知の発送 締切月翌月の8日

河川法の申請 締切月翌月の9日~18日

審査・許可及び認可 締切月翌月の月末

採取開始 令和元年11月5日 (火) 以降の許可日から

## (11) 河川法の許可手続き

I.本公募の決定通知を受けた者は、速やかに次の関係書類を添えて琵琶湖河川事務所に河川法第25条の規定に基づく樹木採取の申請を行い、許可を受けるものとする。

【河川法第25条申請】

• 河川占用許可申請書

- ・事業の計画概要
- 位置図
- 平面図
- 河川現況写真
- ・搬出経路を明示した図面 ※申請書の提出部数は正本1部、副本2部の計3部とする。
- Ⅱ.申請書の提出期限は、締切月の翌月18日(休日の場合は直後の平日)とする。特段の理由なく、この期間に申請を行わない場合は、採取者の決定を取り消すことがある。
- Ⅲ. 河川法第25条の許可の際に付すことを予定している条件については別紙-2を予定している。

# (12) その他

- ① 採取者は、河川管理者が定める採取期間において、河川法、同法施行令及びその他の関係法令の規定並びに許可に付された許可条件を遵守し、採取するものとする。
- ② 手続において使用する言語は日本語に限る。

## 別紙一1

#### 【応募参加資格】

以下のいずれにも該当しないものであること。

- ① 過去3年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者。
- ② 河川法25条に基づく申請の許可条件(別紙-2)を遵守することを制約できない者。
- ③ 伐採した樹木を直接営利目的に利用とする者。
- ④ 公募期間中において、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条又は第71条の規定に該当するとして、近畿地方整備局長から指名停止等を受けている者。
- ⑤ 公募期間中において会社更正法に基づき更正手続開始の申立てがなされている 者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者。
- ⑥ 直近1年間の税を滞納している者。
- ⑦ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるもの として国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している 者。

## ⑧ 欠格事項

次の要件に該当した場合は、審査の対象から除外する。

- イ. 提出書類の必要事項に記載がない場合あるいは必要な書類が添付されて いない場合
- 口. 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ハ. 期間内に必要な書類等が提出されなかった場合
- ニ. 提出書類への質問に対して回答が得られなかった場合
- ホ. その他不正行為があったと認められる場合

#### 別紙 - 2

【河川法第25条の許可の際に付すことを予定している条件の内容】

- ①この許可に係る採取又は運搬に起因して、河川管理施設その他の工作物を損傷したときは、ただちに出張所長に届け出ること。また、講ずべき措置等について、出張所長から指示のあったときは、その指示に従うこと。
- ②次の各号に掲げる場合は、すみやかに出張所長を経由して河川管理者に届け出ること。
  - イ 許可の際の住所氏名を変更したとき。
  - ロ この許可に係る期間内に、この認可に係る採取量に満たないで採取を取りやめたとき。
  - ハ 天災その他やむを得ない理由によって採取又は掘削ができないとき。
- ③この許可に係る採取を完了したときはすみやかに出張所長に届け出て検査を 受けること。
- ④この許可を受けた者は、この許可に係る採取又は運搬により第三者に損害を与えることがないよう万全の措置を講じるとともに、万一、損害を与えた場合は、この許可を受けた者の責任において処理すること。
- ⑤また、伐木等の作業中における事故については、許可を受けた者の責により 対応すること。
- ⑥河川工事その他の河川の管理に属する行為により通常生ずる支障について は、この許可を受けたことをもって河川管理者に対抗することができない。
- ⑦河川管理者は、この許可書を整理する必要があると認めるときは、これを改 正することができる。
- ⑧伐採の際は根本から50cm 以上の位置で切断し、根株については存置すること。
- ⑨枝葉は現場より回収して搬出すること。ただし、それが出来ない場合は1箇所にまとめて仮置きし、出張所長に届け出ること。
- ⑩野鳥や水棲生物に配慮した伐採とし、野鳥の止まり木となる高木及び水棲生物のための日陰となる川岸の樹木は一部を伐採せず残すこともある。伐採せず残す樹木は、伐採着手前に琵琶湖河川事務所と打合せのうえ確認すること。
- ⑪採取した樹木の数量(m3 又は t)を計測し、伝票等資料を添えた集計表を提出すること。
- ⑫伐採箇所においては使用機材等の整理整頓に努めること。
- ⑬出張所長がこの許可に係る伐採及び採取行為について現地履行確認を求めた ときには、許可を受けた者は立ち会うものとし、計測や資料提示に協力するこ と。
- ④当該箇所へは高水敷への既存進入路(坂路)を使用することができるが、安全対策については、出張所長の指示に従うと共に、「安全管理については自己責任」である事を認識すること。